

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、6月10日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、

ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページで閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



新型コロナワクチン 4回目接種券を発送します

今後、4回目接種の対象が拡大される可能性があるため、**3回目接種を完了した18歳以上の区民の方全員に順次、接種券を発送します。**ご自身が接種対象に該当するかよく確認のうえ、接種を受けるようにしてください。

接種対象等の詳細は、5月25日発行の新型コロナワクチン接種特集号または接種券に同封の「新型コロナワクチン4回目接種のお知らせ」、区ホームページ等でご確認ください。

問合せ 墨田区コロナワクチン接種問合せダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



区HP

区HP(やさしい日本語)



墨田区専用予約システム



墨田区国民健康保険または、東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の**全ての要件**を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]** 直近の継続した3か月間の給与と収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり**[適用期間]** 令和2年1月1日～4年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで) *申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内

支給には申請が必要です。支給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者

国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123

東京都後期高齢者医療制度の被保険者

広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519・FAX0570-086-075 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

熱中症を防ぐために「外せる場面」ではマスクを外しましょう!

[問合せ] 保健計画課保健計画担当☎5608-6189

気温・湿度が高いときにマスクを着用すると、喉の渇きに気づきにくくなったり、体温が上がりやすくなったりするため、熱中症の危険性が高まります。屋外での運動時などはマスクを外しましょう。なお、マスクを外す場合も、手洗いなどの基本的な感染症対策を継続しましょう。

以下のような場面ではマスクを外しましょう

- ▶ 自宅の庭で花や植木に水やりをする
- ▶ ペットの散歩をする
- ▶ ウォーキングやランニング等、屋外で運動する
- ▶ 体育の授業や部活動等で運動する



新型コロナウイルス感染症予防の観点からマスクの着用が重要視されている中、「どのような場面でマスクを外していいのか」わかりにくくなっていることから、「マスクをはずせる場面」について、未就学児と小学生以上に分けて考え方が示されました。詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。



6月30日から申込みが始まります マイナポイント事業(保険証利用・公金受取口座登録分)

現在、新規にマイナンバーカードを取得した方のキャッシュレス決済サービスへのポイント付与(上限5000円分)の申込みを受け付けています。さらに、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した方や公金受取口座の登録をした方へのポイント付与(各7500円分)の申込みが、6月30日から始まります。

ポイント付与には、マイナポイントの申込み(キャッシュレス決済サービスの選択)を行う必要があります。申込み後の付与時期等の詳細は、各決済事業者にお問い合わせください。令和4年9月末までにマイナンバーカードの申請を行った方が対象で、ポイントの申込期限は5年2月末までです。事業の詳細はマイナポイント事業のホームページをご覧ください。



■マイナポイントの申込みができない期間

専用サイトのメンテナンスのため、6月25日午前0時～30日午前中は申込みができません(公金受取口座の登録等マイナポータルの使用は可)。

■マイナポイントの予約・申込手続支援窓口

ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のスマートフォンなどを持っておらず、予約・申込みができない方の支援を行っています。申し込む決済サービスに必要な事前準備と、公金受取口座の登録を行う場合は口座情報を確認のうえ、マイナンバーカードを持ってください。

[開設期間] 月曜日～金曜日の ▶ 午前9時～正午 ▶ 午後1時～4時 *祝日を除く *6月25日午前0時～30日午前中は窓口での申込みは不可

[ところ] マイナンバーカード専用窓口(区役所2階) **[対象]** 区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方

[問合せ] ▶ マイナポイント事業=マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178 ▶ 各種手

続き=マイナポイント申込支援窓口☎5608-1111(内線3667) ▶ その他=ICT推進担当☎5608-6226



この機会に考えてみましょう 男女共同参画週間

国は、男女共同参画基本法の目的や基本理念の理解を深めることをめざし、毎年6月23日～29日を「男女共同参画週間」と定めています。今年のキャッチフレーズは「あなたらしい」を築く、「あなたらしい」社会へです。誰もが互いの人権を尊重して責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するためには、職場や学校、地域、家庭でどのようなことができるか、この機会に考えてみましょう。

[問合せ] 人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512

